宿　泊　約　款

（適用範囲）

第１条　当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2　当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

第２条　当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

（1）宿泊者名

（2）宿泊日及び到着予定時刻

（3）宿泊料金（原則として別表第１の基本宿泊料による。）

（4）その他当ホテルが必要と認める事項

2　宿泊客が、宿泊中に前項第２号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

第３条　宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2　前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超えるときは 3 日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いただきます。

3　申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4　第２項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

第４条　前条第２項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2　宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第２項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（前宿契約締結の拒否）

第５条　当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1)　宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
(2)　満室により客室の余裕がないとき。
(3)　宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(4)　宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
(5)　宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(6)　天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
(7)　宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 4 年 3 月 1 日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等（以下「暴力団」および「暴力団員」とする）またはその関係　者、その他反社会的勢力であるとき。
(8)　宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
(9)　宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
(10)　宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(11)　宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
(12)　宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。(北海道旅館業法施行条例第 5 条)

（宿泊客の契約解除権）

第 6 条　宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2　当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3　当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当ホテルの契約解除権）

第 7 条　当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1)　宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
(2)　宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
(3)　宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(4)　天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
(5)　宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。(北海道旅館業法施行条例第 5 条)
(6)　寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火

災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

(7)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 4 年 3 月 1 日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等（以下「暴力団」及び「暴力団員」とする）またはその関係者、その他反社会勢力であるとき。

(8) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。

(9) 法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

(10) 他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(11) 宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

(12) 当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第 8 条 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、14：00 から翌日の 11：00 までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過 3 時間までは、室料金の 3 分の 1

(2) 超過 6 時間までは、室料金の 2 分の 1

(3) 超過 6 時間以上は、室料金の全額

（利用規則の遵守）

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

（営業時間）

第 11 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の提示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

イ．門限　正面玄関　なし、南側玄関　6：00～22：00

ロ．フロントサービス　　24 時間

ハ．エクスチェンジサービス　24 時間

(2) 飲食（施設）サービス時間：

イ．朝食　コンチネンタル、杉ノ目　7：00～10：00

ロ．昼食　コンチネンタル　　11：30～15：30（日曜は～15：00）

桃花林　　11：30～15：30

杉ノ目　　11：30～16：00

ハ．夕食　コンチネンタル　　17：30～22：00（月・火曜日はディナー定休／祝日は営業）

桃花林　　17：00～22：00

杉ノ目　　17：00～22：00

ニ．その他の飲食等　ラウンジ　　10：00～22：00

バー　　17：00～25：00

ルームサービス　7：00～23：00

(3) 附帯施設サービス時間：

イ．ベンディングマシーンコーナー　24 時間

ロ．美容室　9：00～18：00　水曜はお休みさせていただきます。

ハ．エステティックサロン　10：00～19：00

2　前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

（料金の支払い）

第 12 条　宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるとことによります。

2　前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

3　当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当ホテルの責任）

第 13 条　当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2　当ホテルは消防法令に適合しているホテルとして防火セーフティーマークを表示しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

第 14 条　当ホテルは、宿泊客に契約した客室又はそれに準じた客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2　当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当

ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（寄託物等の取扱い）

第 15 条　宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。

2　宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き 30 万円を限度としてその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第 16 条　宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2　宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3　前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

（駐車の責任）

第 17 条　宿泊客が当ホテル指定の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

第 18 条　宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 19 条　免責事項

1　当ホテル内からコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

別表第 1

宿泊料金等の算定方法（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係）

		内訳	税金の積算
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料、室料 ② サービス料（①×10%） ③ 消費税	消費税 （①+②）の 8%
	追加料金	④ 飲食及びその他の利用料金 ⑤ サービス料金（④×10%） ⑥ 消費税	消費税 （④+⑤）の 8%

税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第 2

違約金（第 6 条第 2 項関係）2016 年 12 月 31 日まで適用

契約解除の通知をうけた日 ＼ 契約申込人数		不泊	当日	前日	9 日前	20 日前
一般	14 名まで	100%	80%	20%		
団体	15～99 名まで	100%	80%	20%	10%	
	100 名以上	100%	100%	80%	20%	10%

（注）

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1 日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（15 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

違約金（第 6 条第 2 項関係） 2017 年 1 月 1 日より適用

契約解除の通知をうけた日 ＼ 契約申込人数		不泊	当日	前日	3 日前	7 日前	14 日前	21 日前
一般	14 名まで	100%	100%	80%	50%	20%		
団体	15 名以上	100%	100%	80%	50%	50%	20%	
	50 名以上	100%	100%	80%	50%	50%	50%	20%

（注）

1. %は、基本宿泊料に対する取消料の比率です。
2. 団体客（15 名以上）の契約日数の短縮、人数の減少など一部について変更があった場合、表に該当するすべての日数、人数分の取消料を収受します。
3. 団体客（10 室以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日により後に申込をお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については取消料はいただきません。